

生企第1046号
令和4年7月12日

和歌山県ライフル射撃協会会長

殿

和歌山県警察本部
生活安全企画課長
《公印省略》

銃砲及び実包の適正管理の徹底について（依頼）

平素は、警察行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

先般、奈良県内におきまして銃器を使用した殺人事件が発生しました。

我が国では、銃砲や実包の所持は非常に厳しく規制されており、法令に基づく厳しい条件の中から特別に許可された者のみが所持を許されておりますが、その取扱いを誤れば、簡単に人を死に至らしめ、傷つける凶器と化す、極めて危険なものでもあります。

皆様におかれましては、平素より会員の方々に対し、銃砲及び実包の適正管理について御指導なされていることと存じますが、銃砲による事件を抑止し、事故の絶無を期するため、

- ・ 銃砲の保管は、基準にあった保管庫に入れ、確実に施錠して保管する
- ・ 銃砲と実包は別々に保管する
- ・ 帳簿を備付け、確実に実包の管理状況を記録し、3年間保存する

など、法令・規則を遵守した適正管理の徹底について重ねて御指導くださいますようお願い申し上げます。

担当：和歌山県警察本部
生活安全企画課
許可等事務審査室
銃砲・営業等許可係
電話 073(423)0110
(内線 3058・3059)